

【ふるさと納税上限額の計算式】

| 総合課税の場合 (申告分離課税と併せて課税される場合も同様) | | |
|-----------------------------------|--------|--------------------------|
| 所得税の課税所得額 | 所得税の税率 | 上限額を求める計算式 |
| ～195万円以下 | 5% | 個人住民税所得割 × 23.558% + 2千円 |
| 195万円超～330万円以下 | 10% | 個人住民税所得割 × 25.065% + 2千円 |
| 330万円超～695万円以下 | 20% | 個人住民税所得割 × 28.743% + 2千円 |
| 695万円超～900万円以下 | 23% | 個人住民税所得割 × 30.067% + 2千円 |
| 900万円超～1800万円以下 | 33% | 個人住民税所得割 × 35.519% + 2千円 |
| 1800万円超～4000万円以下 | 40% | 個人住民税所得割 × 40.683% + 2千円 |
| 4000万円超～ | 45% | 個人住民税所得割 × 45.397% + 2千円 |

※ 総合課税の課税標準額が1円以上あり、所得税が発生していれば上記の計算式を適用する。

※ ふるさと納税の寄付金控除は寄付した年の所得等から算出した税額から控除されます。

寄付する時点では、その年の所得や所得控除が確定していないため、町では正確な上限額を算出することはできません。

前年の所得金額や住民税の税額等を参考に、あくまで上限額の目安としてご利用ください。

【ふるさと納税上限額の計算式（分離課税のみの場合）】

| 申告分離課税のみの場合 | | |
|-----------------|--------|----------------------|
| 所得税の所得区分 | 所得税の税率 | 上限額を求める計算式 |
| 上場株式等に係る配当所得 | 15% | 個人住民税所得割×26.779%+2千円 |
| 株式等に係る譲渡所得 | | |
| 先物取引に係る雑所得等 | | |
| 土地、建物等に係る長期譲渡所得 | | |
| 土地、建物等に係る短期譲渡所得 | 30% | 個人住民税所得割×33.687%+2千円 |
| 土地等に係る事業所得等 | 40% | 個人住民税所得割×40.683%+2千円 |

※ ふるさと納税の寄付金控除は寄付した年の所得等から算出した税額から控除されます。

寄付する時点では、その年の所得や所得控除が確定していないため、町では正確な上限額を算出することはできません。

前年の所得金額や住民税の税額等を参考に、あくまで上限額の目安としてご利用ください。